

平成 28 年 10 月 12 日

日本原子力発電株式会社

東海低レベル放射性廃棄物埋設事業所

第二種廃棄物埋設事業許可の補正申請時期の変更について

平成 25 年 12 月、埋設事業に対して新規制基準が導入され、標記埋設事業許可申請が我が国初の基準適合性審査の対象となりました。

このため、当社は、新規制基準はもとより、先行許可事例（日本原子力研究所東海研究所 動力試験炉〔JPD R〕：L3、日本原燃株式会社 六ヶ所低レベル放射性廃棄物埋設センター：L2）を参照しつつ安全評価を行った上で、平成 27 年 7 月 16 日に事業許可申請をしましたが、その後の面談等において、原子力規制庁より、安全評価及び記載方法等の考え方の相違が指摘されました。そこで、当社は、平成 28 年 6 月 6 日の審査会合において、それらの指摘事項を反映し、同年 9 月末を目途に補正申請を行う旨説明しました。

当社は、9 月末の補正申請に向けて、指摘事項への対応検討を行ってまいりましたが、評価シナリオの網羅性の考え方を見直した結果、従来の評価を補完するための追加評価が必要なシナリオが抽出され、その評価に必要な入出力データ及び計算結果の確認に想定以上の期間を要することが判明したこと等から、補正申請時期の変更（2～3 ヶ月程度）が必要となりました。

今後、上記に係る必要な評価・確認作業が完了次第、速やかに補正申請（東海第二発電所の新規制基準適合性に係る審査を踏まえた補正が必要な箇所を除く）を行います。補正申請後は、シナリオ選定、核種選定及び線量評価等補足説明が必要な箇所について、順次説明していきます。

以 上